【全文】
保護猫の殺処分についてのメールを拝見しました。

　今回の事件は、この猫の収容期間についてのお問合せがあった際に、職員間の連絡が不十分であったために、不幸な結果となってしまい、誠に申し訳ありません。担当職員には、私から厳しく注意を行い、二度とこのようなことが起こらないように、今後、犬や猫の処分に関しては、担当者間で必ず再確認を行う体制に改めたところです。

　保健所が所有者不明の犬、猫を引取った場合には、条例では、その犬や猫の情報を３日間公示することとしており、公示期間が終了して１日経過しても飼い主に引き取られないときは、処分することができると定められていますが、今後、収容期間のあり方も含めて本庁と協議を進めてまいりたいと思います。

さらに、迷子札の装着や不妊去勢措置の普及啓発の推進などにより、行政に収容される犬や猫の数を減らしていくとともに、今後、収容された犬や猫については、譲渡講習会の開催回数を増やしたり、ホームページによる掲載期間や方法を工夫できないか等、本庁と一体となり検討を加え、殺処分される不幸な動物たちを一頭でも少なくするよう努力してまいります。

担当職員に対しては、常に県民の方々の目線に立ち、動物の命の尊さを自覚して業務を遂行するよう指導を徹底してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

平成25年6月28日

香川県東讃保健福祉事務所長